

認定事業者が他の認定事業者に業務の一部を外部委託する場合に整備すべき事柄についての要求事項

2005年5月14日認証委員会にて策定

認定事業者への業務の外注委託にあたっては、以下のことを明確にしておくことが望ましい。実地検査後に改訂した規程によりすでに実施を確認できることも含まれています。

相手が認定事業者であることの文書による確認と保管。

契約書を締結し、以下のことを明確にする。

ア、外注する業務の特定

イ、権限と責任の区分と明確化（工程の検査の責任分担を含む）

ウ、格付の表示を含む情報伝達のルール

作業の手順の確立と文書化（関連帳票類の整備を含む）

上記にかかわる必要事項について小分け管理規程と格付表示規程への手順の盛り込み

以上